

障害年金の診断書（精神の障害）を作成される 医師の皆さまへ

平成25年6月1日から
国民年金・厚生年金保険の診断書
「精神の障害用（様式第120号の4）」の様式が変わります

障害基礎年金・障害厚生年金の「高次脳機能障害（精神の障害）」についての認定基準の見直しに伴い、診断書の様式を変更します。

平成25年5月1日以降に変更後の様式を配布し、
6月1日から新しい様式で認定事務を行います。

〔変更点〕

「障害の状態（現在の病状又は状態像）」の欄を整理し、新たに高次脳機能障害の項目を追加しました。

※失語については、この診断書ではなく、言語機能の障害用（様式第120号の2）の診断書に記載することになっていますので、ご注意ください。

★ 変更後の様式の診断書を作成される際には、
『診断書作成の留意事項』をご参照ください。

※ 不明な点は、日本年金機構の年金事務所へお問い合わせください。